

答 申

第1 審査会の結論

令和2年度における宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（以下「本件計画」という。）の見直しに向けた介護保険施設入所希望者調査（以下「本件調査」という。）を実施するために、県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設をいう。以下同じ。）から入所希望者の個人情報を収集することは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため必要なものであり、第3の事項に留意すれば、入所希望者の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諒問に至る経緯

宮城県（以下「県」という。）では、平成30年3月に平成30年度から令和2年度までの3か年計画として本件計画を策定したが、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、市町村の意向、施設利用実態等を基に3年ごとに見直しを行うこととされている。

本件計画の見直しに当たっては、介護保険施設における入所希望者の実態把握が必要であるが、多くの入所希望者が複数の介護保険施設に重複して入所を申し込んでいるため、重複申込者数を除外する必要がある。この重複申込者数の除外を含めた実態把握の作業にあたっては、利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を収集する観点から、介護保険被保険者番号等の直接的に個人が識別されることのない個人情報のみで調査及び分析を行うことが望ましい。

しかし、介護保険施設への入所申込み手続においては、入所申込者の介護保険被保険者番号の未記入等が相当程度ある。また、介護保険施設への入所申込み手続中に他の市町村に住所を異動する入所申込者も多く、その場合、転出先市町村から新たな介護保険被保険者番号を割り振られるため、各施設が把握している介護保険被保険者番号が異なっていても入所申込者は同一である場合もある。したがって、介護保険被保険者番号のみによる調査では入所申込者数の重複を除外することは困難であり、県において介護保険施設における入所希望者の実態把握を行うためには、介護保険被保険者番号以外の直接的に個人が識別される個人情報も収集すること

とが必要な状況にある。

よって、重複申込者数を除外した上での入所希望者の実数、現在の居住場所、要介護度、申込年月日、利用希望状況等の実態を把握して令和2年度における本件計画の見直しの基礎資料とする調査を実施するため、各介護保険施設を通して入所希望者の個人情報を収集する必要があることから、宮城県知事（以下「実施機関」という。）は令和2年3月12日付けで個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第7条第3項第9号の規定により、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮詢を行った。

なお、実施機関は、平成28年5月9日付けで審査会に対して同様の内容の諮詢を行い、平成28年6月16日付けで答申（甲第29号）を受けているが、当該答申は平成29年度における計画の見直しに限ってのものであるとともに、本件諮詢は収集する個人情報が追加されていることから、審査会に対して改めて諮詢を行ったものである。

2 設問内容

以下の内容で個人情報を本人以外から収集することの妥当性について、審査会の意見を求められたものである。

- (1) 令和2年度における本件調査の基礎資料として、介護保険施設の入所申込者等調査票により、県内全ての介護保険施設から、入所希望者の(2)に掲げる個人情報を収集する。
- (2) 収集する個人情報は、入所希望者の個人情報のうち、介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地市町村（保険者）、要介護度、現在の居住場所、利用希望状況及び申込年月日とする。
- (3) 収集した個人情報を実施機関及び県内各市町村内で処理し、個人が特定されないよう統計処理をした上で利用する。
- (4) 統計処理終了後、収集した個人情報は、抹消し、廃棄する。
- (5) 令和5年度における本件計画の見直しの際には再度諮詢を行うが、令和4年度までに(1)から(4)までと同様の目的及び手法で調査を行う場合がある。

第3 個人情報を収集するとき等の留意事項

- 1 今後、本件計画の見直しのために、県内の介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集する際には、第2の2(2)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加をしない場合であっても、その時点の状況を踏まえた個人情報の収集の相当性について判断を要するため、その

都度諮詢すること。ただし、本件計画の見直し前に本件調査と同様の目的及び手法で調査を行う際は、この限りでない。

- 2 第2の2(2)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加する際は、再度諮詢すること。ただし、個人情報の項目を削除する際は、この限りでない。
- 3 個人情報を収集するため各介護保険施設に対して協力を求める際は、当該個人情報については、条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。
- 4 介護保険施設は条例第2条第4号に規定する事業者に該当することから、条例第41条の規定により、実施機関は介護保険施設に対し、個人情報の適正な取扱いについて指導及び助言すること。
- 5 介護保険施設への入所希望者に対し、本件調査と同種の調査のために、県が介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集し、利用することがある旨周知徹底を図ること。
- 6 個人情報が記録された文書を介護保険施設から収集する場合には、原則として、介護保険施設の職員から直接受け取ること。やむを得ず、郵送等の手段により収集する場合は、配達された事実を確実に確認できる手段によること。
- 7 実施機関内における個人情報の輸送体制についても6と同様とすること。
- 8 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。
- 9 統計処理が終了し次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに抹消し、廃棄すること。

第4 審査会からの要請

現行制度上及びその運用上、介護保険被保険者番号のみで調査及び分析を行うことは難しいとのことであるが、将来的に、住所、氏名等の直接的に個人が識別される個人情報を収集することなく調査及び分析できる体制が整備できるよう実施機関は検討を続けられたい。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和2年5月7日現在)

氏 名	職 名	備 考
桑 村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授	
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
中 原 茂 樹	関西学院大学大学院司法研究科教授	会長職務代理者
野 呂 圭	弁護士	
米 谷 康	弁護士	会長

(五十音順)